

【武雄市】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	3,753	3,720	3,781	3,749	3,686
② 予備機を含む 整備上限台数	4,315	4,278	4,348	0	0
③ 整備台数 (予備機を除く)	0	0	3,781	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	3,781	0	0
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	101%	103%
⑥ 予備機整備台数	0	0	567	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	567	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	15.00%	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末整備・更新の考え方)

現行機が令和 7 年度中に整備後 5 年を迎えるが、令和 7 年度における端末整備が全国的に集中している状況及び Chromebook の自動更新ポリシーが 10 年に延長されたことにより、翌年の令和 8 年度に、その際の児童生徒数に応じて調達を行う。

(更新対象台数のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 4,400 台

○処分方法

- ・使用済端末を PTA 活動等で再利用 : 80 台程度
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託 : 4,320 台

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う

○☒ 処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 9 年 1 月 新規購入端末の使用開始

令和 9 年 2 月 使用済端末の処分事業者への引き渡し